長野県のうち
長野市　松本市　上田市　岡谷市　飯山市　茅野市　諏訪市　須坂市　小諸市　伊那市　駒ヶ根市　中野市　大町市　塩尻市　佐久市　千曲市　東御市　安曇野市　南佐久郡　北佐久郡　上伊那郡のうち辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村及び宮田村　小県郡　諏訪郡　下伊那郡のうち阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村及び大鹿村　木曽郡のうち上松町、木祖村、王滝村、大桑村及び木曽町　東筑摩郡　北安曇郡　埴科郡　上高井郡　下高井郡　上水内郡　下水内郡
岐阜県のうち
高山市　飛騨市　郡上市　大野郡
岡山県のうち
真庭郡
広島県のうち
山県郡のうち安芸太田町

備考　この表に掲げる名称は、平成二十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第四条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	400,000
2	461,000
3	524,000
4	606,000
5	705,000
6	805,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	332,000
2	369,000
3	398,000

第五条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	392,000
2	452,000
3	514,000
4	594,000
5	691,000
6	789,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	326,000
2	362,000
3	390,000

第七条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「」を「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改める。

第六条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

第八条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第七条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

第八条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「」を「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改める。